

8.8 交通安全

8.8.1 調査事項

調査事項は、表 8.8-1 に示すとおりである。

表 8.8-1 調査事項

区 分	調査事項
ミティゲーションの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用車両の走行ルートは、計画地までの歩行者の交通安全への配慮のため、極力、一般国道 357 号線（湾岸道路）を利用する ・ 工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。 ・ 計画地周囲の歩道等を占有する工事を行う場合には、代替路を設定する等、交通整理員の配置等を計画する。 ・ 工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底する。 ・ 児童の登下校時間帯の通学路においては特に安全走行を徹底する。 ・ 工事中は、辰巳の森海浜公園利用者の交通安全を確保する。 ・ 工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努める計画である。 ・ 工事用車両の走行に当たっては、規制速度の遵守等安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車をすることがないように、運転者への指導を徹底する。 ・ 歩行者、自転車、一般車両等の優先の徹底、交差点進入時、右左折時における歩行者、自転車等の安全確認の徹底等の交通安全教育を工事用車両運転者に対して徹底する。 ・ 工事用車両が一時的に集中しないよう、同時期に行われる周辺事業との工事調整を行い、歩行者の交通安全に配慮する。 ・ 上記のミティゲーションも含め、周辺地域における交通の円滑化及び交通安全の確保が図られるよう詳細な施工計画を作成する。

8.8.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

8.8.3 調査手法

調査手法は、表 8.8-2 に示すとおりである。

表 8.8-2 調査手法

調査事項	アクセス経路における歩車道線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度
調査時点	工事の施行中とした。
調査期間	工事中の適宜とした。
調査地点	ミティゲーションの実施状況 計画地及びその周辺とした。
調査手法	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

8.8.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.8-3 に示すとおりである。

交通安全に関する苦情は、平成 29 年 11 月までに 3 件あった。1 件は出入口の交通整理員の自転車優先が不十分であったことであり、作業員への事前指導を徹底する等、ミティゲーションのさらなる実施に努めた。もう 1 件は、自動の通学時間帯や昼間の買い物客が増える時間帯における交通安全の確保に関するものであり、該当時間帯の資材搬入を控えたほか、交通整理員の配置等で対応した。

表 8.8-3 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
・工事用車両の走行ルートは、計画地までの歩行者の交通安全への配慮のため、極力、一般国道 357 号線（湾岸道路）を利用する	工事用車両の走行ルートは、沿道環境や近隣・歩行者へ配慮したルートを設定し、施工業者に対して事前指導を行っている。
・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。	工事用車両が出入するゲートには、交通整理員を適正人数配置した。また状況に応じて近接する交差点に交通整理員を増員配置することで、一般者の安全確保に努めている。（写真 8.8-1）
・計画地周囲の歩道等を占有する工事を行う場合には、代替路を設定する等、交通整理員の配置等を計画する。	歩道を占有する工事の際には、所轄警察の許可を得たうえで、バリケードの設置や代替路の確保、交通整理員を配置し、歩行者の妨げにならないよう配慮している。
・工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底する。	朝礼等を通じて、規制速度の厳守、安全走行の徹底等、運転者へ指導を行っている。（写真 8.8-2）
・児童の登下校時間帯の通学路においては特に安全走行を徹底する。	児童が集中する登校時間帯（7：30～8：15）の通学路は、工事車両の運行を禁止するルールを設け施工業者へ指導し厳守している。その他の時間帯は法定速度を順守した安全走行を指導・厳守させている。
・工事中は、辰巳の森海浜公園利用者の交通安全を確保する。	辰巳の森海浜公園利用者が通行する横断歩道部等では、歩行者等を優先した車両運行を行うよう適宜施工業者へ指導している。
・工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努める計画である。	特に稼働台数の多いダンプトラックについて総量を確認し、搬出入時間を調整することで、集中を避けて平準化した搬出入計画としている。
・工事用車両の走行に当たっては、規制速度の遵守等安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車をすることがないように、運転者への指導を徹底する。	工事用車両の走行にあたっては、関連法令を順守するよう、安全衛生協議会や朝礼等で適宜指導を行っている。
・歩行者、自転車、一般車両等の優先の徹底、交差点進入時、右左折時における歩行者、自転車等の安全確認の徹底等の交通安全教育を工事用車両運転者に対して徹底する。	安全衛生協議会等を通じて、歩行者、自転車、一般車両等の優先の徹底、交差点進入時、右左折時における歩行者、自転車等の安全確認の徹底等関連する施工業者へ指導を行っている。
・工事用車両が一時的に集中しないよう、同時期に行われる周辺事業との工事調整を行い、歩行者の交通安全に配慮する。	都営辰巳一丁目団地建替事業と計画地周辺の交通状況に配慮し、周辺市街地へ悪影響を与えないような工事用車両の手配を行っている。
・上記のミティゲーションも含め、周辺地域における交通の円滑化及び交通安全の確保が図られるよう詳細な施工計画を作成する。	作業間連絡調整会議等で、計画地周辺の交通事情にも配慮した搬出入調整、交通整理員の適正配置を行っている。（写真 8.8-3）



写真 8.8-1 交通整理員



写真 8.8-2 朝礼の様子



写真 8.8-3 作業間連絡調整会議の様子